

消費税の悪質還付も摘発！－2018年度査察事績

●脱税総額112億円を告発

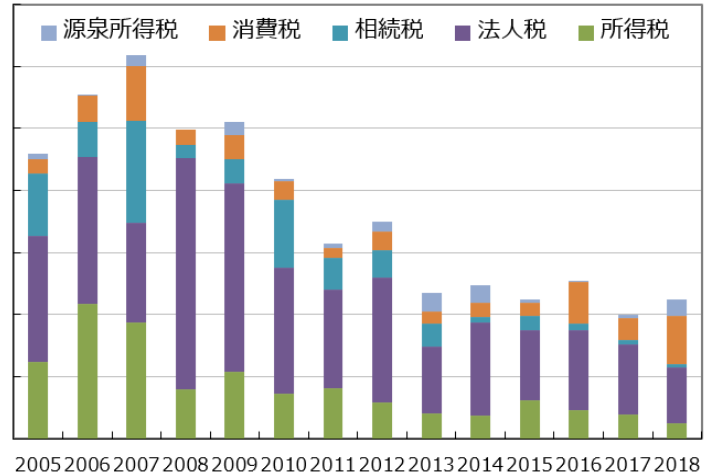
2018年度に全国の国税局が実施した強制調査（いわゆるマル査）は166件で、過去最低だった昨年174件よりさらに減少しました。

告発した脱税額は総額112億円で、前年より12億円増加しています。

税目別では法人税、所得税、相続税には大きな変化はなかった一方、消費税（39億円）は前年の18億円の2倍以上に、源泉所得税13億円は前年の2.5億円の5倍強と急増しており、全体を押し上げています。



税目別の脱税額（告発分）



●消費税の不正還付が19億円！

消費税の脱税については、41件、39億円弱が告発されました。このうち輸出免税制度などを利用した消費税不正還付事案は16件と過去5年間で最も多い件数で、税額ベースでも19億900万円（未遂分を含む）にのぼっています。

◆太陽光発電施設の取得偽装

太陽光発電施設を実際に取得していないにも関わらず、取得したように装って架空仕入を計上して申告し、不正に消費税還付を受けていた。



●無申告者には厳しく…

無申告事案の告発は18件行われ、うち10件は単純無申告ほ脱犯といって“故意に申告書を提出しない悪質な無申告者”でした。

◆他人名義でFX取引！？

ネットの自動売買ソフトで、数十もの他人名義で取引。得た利益は一切申告していなかった。

◆私設ファンクラブの運営利益の無申告

元歌劇団トップスターの私設ファンクラブ運営で得た多額の利益を申告しなかった。

●消費税の不正還付未遂も対象に

消費税ではいわゆる脱税未遂の摘発も対象です。2018年度は8件の調査で、15億円強の不正還付を未遂に抑えています。

★消費税の不正受還付に係る未遂処罰規定は、悪質性の高い消費税の不正受還付事案に対処するため2011年に創設された制度です。

消費税の不正受還付未遂事案

	2014	2015	2016	2017	2018
告発件数	1	4	2	0	8
不正還付額 (百万円)	7	74	27	0	1,522

◆仕入も売上も偽装

高級腕時計を仕入れたとする虚偽の納品書を作成し架空仕入（課税仕入）を計上、香港でのオークション販売を装い、架空売上（免税売上）を計上する方法で、消費税の還付申告書を作成し、不正に消費税還付を受けようとしていた。



●社会的影響が大きい業種を重点的に

◆スマホデータの分析で不正が発覚

インターネット上の商品販売等で高収益を得ていた企業。不正の協力会社A社相手に架空の広告宣伝費等を計上して法人税を免れていた上、A社へ送金した資金をバックさせていた。

当局は、専用ツールでスマホ内のデータを解析し、資金還流の事実を把握して摘発に至っている。

◆好況業者がマル査の対象！？

査察対象は毎年特定業種に集中しており、2018年度は、建設業28件、不動産業14件、人材派遣5件、クラブ4件だけで全体の4割を占めています。

●国際事案も重点チェック

海外取引を利用したり、海外に不正資金を隠すような国際事案の査察では、外国当局との情報交換制度も活用されています。

◆不正取引解明までに3年余り…

中古自動車の輸出販売業者。仕入時の領収証も輸出許可証も虚偽のものを作成し、架空の国内仕入（課税仕入）と架空の輸出売上（免税売上）を計上、不正に消費税の還付を受けていた。